

八頭町老人クラブ連合会船岡支部表彰規程

(目的)

第1条 老人クラブの育成・活動の効果的運営指導に尽力し、その功績が顕著なもの及びクラブの運営活動の状況等が他の模範である者に対し支部長が表彰し、又は感謝の意を表し、もって老人福祉の向上発展に資することを目的とする。

(表彰、感謝の対象)

第2条 表彰、感謝の対象は次のとおりとする。

1. 表彰
 - (1) 個人
船岡支部の役員
 - (2) 団体
単位老人クラブ
2. 感謝
 - (1) 個人
会員並びに福祉関係者
その他

(表彰、感謝の資格)

第3条 表彰、感謝の基準は次のとおりとする。

1. 船岡支部役員で、在任期間が6年以上（在任期間が中断されている場合は、在任期間を通算する）あり、功績顕著なもの。
2. 船岡支部老人クラブ関係者で、6年以上老人クラブの育成指導にあたり功績顕著なもの。

(候補者の推薦)

第4条 第3条2に該当する候補者については船岡支部長が推薦する。

(表彰者の決定)

第5条 船岡支部長が推薦書を取りまとめ、理事会の審査を経て表彰者を決定する。

沿革

1. 昭和63年4月1日規程制定

附則

1. 平成16年4月1日一部改正
2. 平成18年4月1日一部改正
3. 平成22年4月1日一部改正
4. この規程は平成31年4月12日一部改正、施行する。
5. この規程は令和2年4月15日一部改正、施行する。